

■ 嘱託職員

職種区分	主たる勤務地域	人数	業務内容	受験資格要件	勤務時間等	試験日時	詳細問合せ先
女性相談員	高山	1	女性にかかる相談窓口として、面接や電話による相談業務、緊急一時保護の対応など	大学等で社会福祉や児童福祉等に関する課程を修めた方で、普通自動車免許を有し、パソコン操作(ワード、エクセル)のできる方	9:00～16:00 週30時間(勤務時間の変更あり)	1月19日(金) 午前9時	子育て支援課 ☎35-3140
保育園給食調理嘱託員	上宝または奥飛騨	1	本郷保育園または板尾保育園における給食調理業務	普通自動車免許を有し、調理業務経験のある方	8:30～17:15 週約40時間	1月19日(金) 午前9時	
児童館指導員	国府	2	国府児童館における児童に対する遊びの指導など	保育士または社会福祉士、もしくは教員免許を有するか、平成30年3月31日までに資格取得見込みの方	9:00～18:00のうち週約30時間を基本に交替制勤務月に1～2回程度土曜勤務あり	1月19日(金) 午前9時	
レセプト点検嘱託員	高山	1	医療と調剤のレセプトの点検業務など	医療事務の経験があり、精通している方	9:00～16:00 週約30時間	1月23日(火) 午前10時	市民課 ☎35-3137
保健指導嘱託員	高山	1	保健事業(訪問指導、健康相談等)にかかる業務	保健師免許を有するか、平成30年3月31日までに取得見込みで、普通自動車免許を有する方	9:00～16:00 週約30時間	1月22日(月) 午後1時30分	健康推進課 ☎35-3160
資源リサイクルセンター業務嘱託員	高山	2	資源リサイクルセンターにおける焼却設備等の運転および日常点検、軽微な修理など	普通自動車免許(AT不可)を有し、ボイラー技士・電気工事士いずれかの免許保持者もしくは電気・機械設備の整備業務に3年以上携わった経験がある方	8:30～17:15 週約40時間 ※夜勤、休日等勤務あり	1月19日(金) 午後1時30分	生活環境課(資源リサイクルセンター) ☎35-1244
道路維持事務所嘱託員	高山	1	道路施設等の補修および維持補修、除雪作業、災害時の初期対応など	大型免許、大型特殊免許、普通自動車免許を有する方で、車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用および掘削用)技能講習修了証取得者	9:00～16:00 週約30時間	1月19日(金) 午前10時	維持課 ☎35-3340
スクールバス主任運転業務員	市内各地域	2	スクールバス、給食配送車の運行業務各支所および小中学校での車両および施設の維持・管理	大型自動車免許を有する方(運転手経験があり、優良運転者であること)	6:00～19:30のうち週約40時間	1月23日(火) 午後1時	教育総務課 ☎35-3153
学校用務嘱託員	市内小中学校	4	学校施設管理、施設の安全点検、児童生徒の安全並びに学校周辺の安全管理業務など	普通自動車免許を有する方	8:00～16:30 週約40時間	1月25日(木) 午前9時	
学校給食センター嘱託員(調理)	高山	1	学校給食調理業務(一部給食配送業務あり)	調理師免許および普通自動車免許を有し、調理業務経験のある方	8:00～16:45 週約40時間	1月19日(金) 午後1時30分	教育総務課 学校給食センター ☎32-6218
学校給食センター嘱託員(配送)	高山	1	学校給食配送業務(一部調理補助業務あり)	大型自動車免許を有する方(運転手経験があり、優良運転者であること)	8:00～14:45 週約30時間	1月19日(金) 午前8時30分	
学校給食センター嘱託員(配送)	清見	1	学校給食配送業務(一部調理補助業務あり)	大型自動車免許を有する方(運転手経験があり、優良運転者であること)	8:00～14:30 週約20時間を基本に勤務計画による勤務		

市長や市議会議員が 年賀状などの 挨拶状を出すことは 禁止されています

市長と市議会議員が市内の方に対して、年賀状や寒中見舞い、喪中欠礼状などの挨拶状を出すことは公職選挙法により禁止されています。

問合せ先 選挙管理委員会
事務局
☎35-3133
広報ID 1007948

高齢者の屋根融雪装置設置に助成します

市では、屋根雪の除排雪が困難で親族などの支援が得られない高齢者等が、屋根融雪装置を設置する場合に助成しています。なお、助成を希望される方は事前にご相談ください。

対象 市内に住所を有する高齢者(65歳以上)のみの世帯
 ※同一敷地内に二親等以内の親族がいる場合を除く

助成対象

- ・電気やボイラー等で屋根雪を融雪する装置
- ・屋根先にネット状のものを設置し自然の力で屋根雪を融雪する装置

助成額 生計中心者の市民税額により、補助限度額を決定します。

- ① 市民税非課税世帯
補助対象経費の3/3(限度額60万円)
- ② 市民税が3万円以下の世帯
補助対象経費の2/3(限度額40万円)
- ③ 市民税が3万円を超え15万円以下の世帯
補助対象経費の1/3(限度額20万円)

※市民税が15万円を超える世帯は対象外
 ※過去に当事業の助成を受けている場合は補助対象外となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

申込・問合せ先
 広報ID 1000555
 高年介護課 ☎35-3178